

船舶事故調査報告書

平成29年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月10日 03時39分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第1区 博多港西防波堤南灯台から真方位150° 1,020m付近 (概位 北緯33°36.0′ 東経130°23.0′)
事故の概要	瀬渡船第五はやと丸は、北北西進中、また、遊漁船 ^{たかおう} 孝王丸は、南南東進中、両船が衝突した。 第五はやと丸は、釣り客5人及び船長が負傷し、右舷中央部外板に破口を生じ、また、孝王丸は、釣り客1人が負傷し、左舷船首部外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 瀬渡船 第五はやと丸、9.56トン 290-23245福岡、個人所有 11.97m(Lr)×2.40m×0.95m、FRP ディーゼル機関、279.5kW、昭和55年9月 B 遊漁船 孝王丸、4.54トン 290-19310福岡、個人所有 10.77m(Lr)×2.44m×0.79m、FRP ディーゼル機関、213.3kW、昭和56年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年9月17日 免許証交付日 平成24年3月27日 (平成29年9月16日まで有効) B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年7月11日 免許証交付日 平成27年3月12日 (平成32年3月11日まで有効) 甲板員B 男性 78歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年10月5日 免許証交付日 平成24年11月6日 (平成29年11月5日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A 軽傷 6人(船長A及び釣り客5人) B 軽傷 1人(釣り客)</p>
損傷	<p>A 右舷中央部外板に破口 B 左舷船首部外板に破口</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り大会に参加する釣り客等11人を乗せ、同大会の会場である博多港西防波堤に瀬渡しをする目的で、平成28年7月10日03時33分ごろ、同大会に参加する釣り客を乗せた僚船1隻と共に、法定灯火を表示し、博多港福岡船だまりを発航した。</p> <p>A船は、03時38分ごろ荒津大橋<small>あらつ</small>の南方約150m付近を約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で北北西進中、船長Aが、船首方約450m付近に、南下するB船の白灯と白波を認め、舷灯が見えなかったため同航船か行会い船か分からずにいたところ、自船に向かっている船であることに気付いて右舵を取ったが、B船が徐々に自船に接近しているように感じたのでB船の進路を避けるつもりで左舵を取った。</p> <p>A船は、船長AがB船が更に接近し衝突のおそれを感じたので機関を中立運転とした直後、その右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、本事故後、荒津大橋下の防波堤に着けて釣り客等全員を一旦降ろし、状況を確認したのち福岡船だまりの発航地に戻り、釣り客等全員は、A船の僚船により福岡船だまりの発航地に戻った。</p> <p>A船の僚船の船長は、福岡船だまりに戻った後、海上保安部に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、釣り客9人を乗せ、01時20分ごろ遊漁を終え、法定灯火を表示し、博多港に向けて福岡県<small>おろの</small>小呂島北東方の釣り場を出発した。</p> <p>甲板員Bは、操舵室中央付近に立って手動操舵で操船し、船長Bは、甲板員Bの左側に立って見張りに当たっていた。</p> <p>B船は、博多港第1区に至り、船長Bがそれまで使用していたレーダーの電源を切って釣った魚を選別するため前部甲板に向かい、荒津大橋の北西方約400m付近を約14knの速力で緩やかに右転しながら南東進した。</p> <p>B船は、03時38分ごろ荒津大橋北方約250m付近を同橋に向</p>

	<p>けて南南東進中、甲板員Bが、左舷船首方に甲板上を照らす作業灯を点灯した船を認めた後、左舷方の市場の岸壁の方を見ていたところ、船首方至近にA船を認めたものの、どうすることもできずにA船と衝突した。</p> <p>B船は、甲板員BがA船の船長に声を掛けて状況を確認し、魚を市場で陸揚げしてから福岡船だまりの係留地に戻って釣り客を降ろした後、甲板員Bが陸路でA船の係留地に向かった。</p> <p>A船の釣り客5人、B船の釣り客1人及び船長Aは、各々病院で診察を受け、A船の釣り客の1人が肋骨骨折と、A船の釣り客4人、B船の釣り客1人及び船長Aが頸椎捻挫や打撲傷等とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、電子ホーンを装備していたが、船長Aが立った姿勢で操舵し、B船の動静を監視していたことから、操舵室内の低い位置にあったスイッチに手が届かず、同ホーンを吹鳴しなかった。</p> <p>船長Aは、年に3回ほど家業の瀬渡し業の手伝いをしていた。また、福岡船だまりから発航したのは、昨年が続いて2回目であった。</p> <p>A船の僚船は、法定灯火のほか甲板を照らす作業灯を点灯していた。</p> <p>甲板員Bは、過去にB船の船長を務めており、船長Bに遊漁船業務の指導を行っていた。</p> <p>B船は、本事故当時、日没前となる往路を船長Bが操船し、夜間となる復路を甲板員Bが操船していた。</p> <p>B船は、機関を回転数毎分2,000として航行すると、正船首方に死角が生じていたので、沖合を航行するときは、船首を左右に振って死角を補う見張りをするほか、レーダーも併用していた。</p> <p>甲板員Bは、船首死角外にいたA船の僚船は視認できたものの、A船の僚船以外に前方に船はいないものと思って船首死角を補う見張りを行わず、船首死角内にいたA船の存在に衝突直前まで気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、博多港を北北西進中、船長Aが、船首方にB船の白灯と白波を認めた際、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、同航船か行会い船か分からず、B船との衝突を避けるための動作が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の白灯を視認した際、舷灯が見えなかったことから、B船が同航船か行会い船か分からなかったものと考えられるが、</p>

	<p>B船の舷灯が見えなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>A船は、注意喚起信号を行わなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、博多港を南南東進中、甲板員Bが、A船の僚船以外に前方に船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路のA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、博多港において、A船が北北西進中、B船が南南東進中、船長Aが、船首方にB船の白灯と白波を認めた際、B船に対する見張りを適切に行っていなかったため、同航船か行会い船か分からず、B船との衝突を避けるための動作が遅れ、また、甲板員Bが、A船の僚船以外に前方に船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 接近する船舶を認めた場合、早期に注意喚起を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

